

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 (252123)	
地域名 (地域内農業集落名)	マキノ町山中地域 (山中)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月5日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域内農地所有者は69名いるものの現在の耕作者は10名でその内70歳以上は4名である。また、10年後に70歳以上になる耕作者は後継者がいる耕作者を除くと8名と2倍になり高齢化が一層深刻化する。

・担い手が耕作する農地は、地区内農地42.0haのうち40haと集積が進んでおり、また一定の集約化も進んでいるものの一層の集約化が必要である。

・新たな担い手の参入や担い手への農地の集約化を進めるうえで土地改良事業での耕作条件の改善が必要である。

・中山間地域に属する当地区は傾斜地が多く農地の維持管理に労力を要することや耕作者の高齢化等から耕作放棄地が発生している

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻・麦・大豆等土地利用型作物を主要作物とし、ブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める。

・ブロックローテーションが可能となるよう農地の耕作条件の改善に努める。

・認定農業者高木敏一、竹谷 了及び(株)アグリサポート高島に、農地の集積、集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業さや認定新規就農者を受け入れ、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	42.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の賃借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地の耕作条件改善に向けて農地耕作改善事業等を活用し、対象農地の基盤整備を令和10年までに完了する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①獣害の防止に向け、集落による獣害防止柵の補修点検及び周辺林地や農地の環境点検整備を定期的に行う。

⑦⑧世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策及び中山間地域等直接支払制度を活用して農道や水路及び獣害防止柵等を共同活動により保全、管理する。